

本件事故当時、南相馬市原町区に居住していた申立人が、自宅敷地の除染費用の損害賠償を求めた事例。

和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成 年（東）第 号事件（以下「本件」という。）について、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目 除染費用

期 間 平成23年3月11日～同年11月30日

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対して、第1所定の損害項目（同項所定の期間に限る。）に対する和解金として、金15万4000円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 除染費用を裏付ける領収書原本の授受

申立人は、被申立人に対して、第1記載の除染費用の支出に係る領収書の原本を交付し、被申立人はこれを受領した。

第5 除染費用の重複請求を行わない旨の合意

申立人は、被申立人に対し、第1記載の損害項目（除染費用）に関し、交付金、助成金、その他名目の如何を問わず、国や地方自治体等に対する請求を行わないことを約する。

第6 国や地方自治体等に対する個人情報の提供

被申立人は、申立人が第1記載の損害項目（除染費用）について被申立人から支払いを受けた事実を証するために必要のあるときは、国や地方自治体等に対し、当該事実及び申立人の氏名、住所、連絡先等の個人情報を必要な範囲で提供することができる。

第7 清算条項

申立人及び被申立人は、第1に掲げる損害項目（当該期間に限り、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、申立人と被申立人の間には何らの債権債務がないことを相互に確認する。

第8 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名又は記名押印の上、各1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。
平成24年11月1日

(仲介委員 尾野恭史)